

教育委員会定例会議事日程

令和7年3月7日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告
- 3 審議案件
 - 教委第52号議案 横浜市立学校臨時の任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について
 - 教委第53号議案 横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部改正について
 - 教委第54号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について
 - 教委第55号議案 教職員の人事について
 - 教委第56号議案 教職員の人事について
- 4 その他

令和7年3月7日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 2/27 予算第二特別委員会（局別審査）

2 市教委関係

- (1) 主な会議等

- (2) 報告事項

3 その他

教委第 52 号議案

横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会
会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について

横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会会計
年度任用職員の休暇に関する規則の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部が改正されたため、横浜市立学校に勤務する臨時的任用職員及び会計年度任用職員に適用される、子の看護休暇に関する規定の整備を図るとともに、国の見直しに準じた改正を行い、あわせて臨時的任用職員に適用される、病気休暇及び介護休暇を市長部局の期間に準じて、横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

(横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部改正)
第1条 横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則(令和2年3月横浜市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「10日」を「20日」に改める。

第5条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、これにより難いことがやむを得ないと認められる場合は、60日を限度として、必要と認められる期間とすることができる。

第8条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

(横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正)

第2条 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則(令和2年3月横浜市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「特別休暇(出産休暇)」を「特別休暇(病気休暇、出産休暇)」に、「特別休暇(病気休暇、骨髄等提供休暇)」を「特別休暇(骨髄等提供休暇)」に、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第5条第2項第1号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「であって、6月以上の任期が定められているもの」を削り、「子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる」を「子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るために当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が別に定める事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が別に定めるもの

への参加をする」に改める。

第8条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市立学校臨時の任用職員の休暇に関する規則及び
横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、子の看護休暇の見直しがされることから、横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部が改正されました。

そのため、市立学校に勤務する臨時の任用職員及び会計年度任用職員に適用される子の看護休暇に関する規定の整備を図るとともに、国の見直しに準じた改正を行い、あわせて、臨時の任用職員に適用される病気休暇及び介護休暇を市長部局の期間に準じたものとするため、次のとおり改正します。

2 改正内容

(1) 横浜市立学校臨時の任用職員の休暇に関する規則(臨時の任用職員)

ア 子の看護休暇

	現行	改正後
名称	子の看護休暇	子の看護等休暇
取得事由	負傷・疾病にかかった子の世話、 予防接種、健康診断	現行の事由に加え、 <u>学級閉鎖等に伴う子の世話、入学式等の行事参加</u>
期間		5日

イ 病気休暇

	現行	改正後
期間	10日	<u>20日</u>

ウ 介護休暇

	現行	改正後
期間	連続する3月	連続する3月 <u>又は60日(要勤務日)</u>

(2) 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則(会計年度任用職員)

ア 子の看護休暇

	現行	改正後
名称	子の看護休暇	子の看護等休暇
取得事由	負傷・疾病にかかった子の世話、 予防接種、健康診断	現行の事由に加え、 <u>学級閉鎖等に 伴う子の世話、入学式等の行事参 加</u>
対象となる 子の範囲	小学校就学の始期に達するまで	<u>9歳に達する日以後の最初の3月 31日まで</u>
取得要件	・ 1週間の勤務日数が3日以上 ・ 任期が6月以上	・ 1週間の勤務日数が3日以上
期間		5日

※その他、取得要件に「任期が6月以上」という定めがある休暇を国に準じて廃止

イ 病気休暇

	現行	改正後
報酬	無給	有給
期間		10日

3 施行期日

令和7年4月1日

新旧対照表（横浜市立学校臨時の任用職員の休暇に関する規則（抜粋））

現行	改正案
<p>第1条～第3条（省略） (特別休暇)</p> <p>第4条 臨時の任用職員の特別休暇は、横浜市一般職職員の休暇に関する条例(平成4年3月横浜市条例第3号)第1条の職員(以下「常勤職員」という。)の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、臨時の任用職員の病気休暇の期間は <u>10</u> 日の範囲内で教育長が必要と認める期間とし、その取得単位は1日又は1時間(取得時間が1時間を超える場合は15分)とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、前条第7項の規定は、前項の規定により1時間を単位として取得した病気休暇について準用する。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第5条 臨時の任用職員の介護休暇は、常勤職員の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、臨時の任用職員の介護休暇の期間は、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。</p>	<p>第1条～第3条（省略） (特別休暇)</p> <p>第4条 臨時の任用職員の特別休暇は、横浜市一般職職員の休暇に関する条例(平成4年3月横浜市条例第3号)第1条の職員(以下「常勤職員」という。)の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、臨時の任用職員の病気休暇の期間は <u>20</u> 日の範囲内で教育長が必要と認める期間とし、その取得単位は1日又は1時間(取得時間が1時間を超える場合は15分)とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、前条第7項の規定は、前項の規定により1時間を単位として取得した病気休暇について準用する。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第5条 臨時の任用職員の介護休暇は、常勤職員の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、臨時の任用職員の介護休暇の期間は、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。<u>ただし、これにより難いことがやむを得ないと認められる場合は、60日を限度として、必要と認められる期間とすることができる。</u></p>
第5条第3項～第7条（省略） (同一の休暇年度に複数の任用がある職員の取扱い)	第5条第3項～第7条（省略） (同一の休暇年度に複数の任用がある職員の取扱い)
<p>第8条 同一の休暇年度に複数の任用がある臨時の任用職員の病気休暇、祭日休暇、社会貢献活動休暇、夏季休暇、<u>子の看護休暇</u>、短期介護休暇及び出生支援休暇の日数については、任用が連続しているか否かにかかわらず、同一の休暇年度内のこれらの日数をそれぞれ通算するものとする。</p>	<p>第8条 同一の休暇年度に複数の任用がある臨時の任用職員の病気休暇、祭日休暇、社会貢献活動休暇、夏季休暇、<u>子の看護等休暇</u>、短期介護休暇及び出生支援休暇の日数については、任用が連続しているか否かにかかわらず、同一の休暇年度内のこれらの日数をそれぞれ通算するものとする。</p>
第9条（省略） <u>(新規)</u>	<p>第9条（省略）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>

新旧対照表（横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則（抜粋））

現行	改正案
<p>第1条から第2条（省略） (休暇の種類)</p> <p>第3条 市立学校会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p> <p>2 市立学校会計年度任用職員の特別休暇は、横浜市一般職職員の休暇に関する条例(平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。)第4条第1項各号(第2号、第5号、第8号及び第9号を除く。)に掲げる休暇とする。</p> <p>3 市立学校会計年度任用職員の年次休暇及び特別休暇(出産休暇、生理日休暇、服忌休暇、公民権行使休暇、公の職務執行休暇、配偶者の出産のための休暇、男性職員の育児参加休暇及び出生支援休暇に限る。)は有給の休暇とし、特別休暇(病気休暇、骨髄等提供休暇、<u>子の看護休暇</u>、育児時間及び短期介護休暇に限る。)、介護休暇及び介護時間は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)第12条の規定により給与額を減額する休暇とする。</p>	<p>第1条から第2条（省略） (休暇の種類)</p> <p>第3条 市立学校会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p> <p>2 市立学校会計年度任用職員の特別休暇は、横浜市一般職職員の休暇に関する条例(平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。)第4条第1項各号(第2号、第5号、第8号及び第9号を除く。)に掲げる休暇とする。</p> <p>3 市立学校会計年度任用職員の年次休暇及び特別休暇(病気休暇、出産休暇、生理日休暇、服忌休暇、公民権行使休暇、公の職務執行休暇、配偶者の出産のための休暇、男性職員の育児参加休暇及び出生支援休暇に限る。)は有給の休暇とし、特別休暇(骨髄等提供休暇、<u>子の看護等休暇</u>、育児時間及び短期介護休暇に限る。)、介護休暇及び介護時間は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)第12条の規定により給与額を減額する休暇とする。</p>
<p>第4条（省略） (特別休暇)</p> <p>第5条 市立学校会計年度任用職員が特別休暇を受けることができる場合及びその期間については、横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)第1条の職員(以下「常勤職員」という。)の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市立学校会計年度任用職員の特別休暇については、当該各号に掲げる場合に受けることができる。</p> <p>(1) <u>子の看護休暇</u> 小学校就学の始期に達するまでの<u>子</u>(休暇条例第4条第1項第7号の子をいい、配偶者(同項第14号の配偶者をいう。以下同じ。)の子その他市立学校会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあるとして教育長が別に定める者を含む。以下この号及び第4号において同じ。)を養育する市立学校会計年度任用職員(1週間の要勤務日が3</p>	<p>第4条（省略） (特別休暇)</p> <p>第5条 市立学校会計年度任用職員が特別休暇を受けることができる場合及びその期間については、横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)第1条の職員(以下「常勤職員」という。)の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市立学校会計年度任用職員の特別休暇については、当該各号に掲げる場合に受けることができる。</p> <p>(1) <u>子の看護等休暇</u> 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子</u> (休暇条例第4条第1項第7号の子をいい、配偶者(同項第14号の配偶者をいう。以下同じ。)の子その他市立学校会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあるとして教育長が別に定める者を含む。以下この号及び第4号において同じ。)を養育する市立学校会計年度任用職員</p>

日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が 121 日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているものに限る。第3号から第6号までにおいて同じ。が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

員（1週間の要勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が 121 日以上であるものに限る。第3号から第6号までにおいて同じ。）が、当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るために当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が別に定める事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が別に定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

第5条第2項第2号～第7条（省略）

（休暇期間の計算）

第8条 特別休暇（病気休暇、服忌休暇（1週間の要勤務日が 4 日以上とされている市立学校会計年度任用職員又は週以外の期間によって要勤務日が定められている市立学校会計年度任用職員のうち一休暇年度の要勤務日が 169 日以上である者に係るものに限る。）、子の看護休暇、配偶者の出産のための休暇、男性職員の育児参加休暇、短期介護休暇及び出生支援休暇を除く。）及び介護休暇（第6条第2項ただし書の規定によるものを除く。）については、その休暇期間中に市休暇等規則第4条第1項若しくは第3項の規定により勤務を要しない日とされた日又は市休暇等規則第10条の規定により休日とされた日がある場合には、これらの日数を当該休暇の日数に含めて計算する。

第9条から第10条（省略）

（新規）

第5条第2項第2号～第7条（省略）

（休暇期間の計算）

第8条 特別休暇（病気休暇、服忌休暇（1週間の要勤務日が 4 日以上とされている市立学校会計年度任用職員又は週以外の期間によって要勤務日が定められている市立学校会計年度任用職員のうち一休暇年度の要勤務日が 169 日以上である者に係るものに限る。）、子の看護等休暇、配偶者の出産のための休暇、男性職員の育児参加休暇、短期介護休暇及び出生支援休暇を除く。）及び介護休暇（第6条第2項ただし書の規定によるものを除く。）については、その休暇期間中に市休暇等規則第4条第1項若しくは第3項の規定により勤務を要しない日とされた日又は市休暇等規則第10条の規定により休日とされた日がある場合には、これらの日数を当該休暇の日数に含めて計算する。

第9条から第10条（省略）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

教委第 58 号議案

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部改正について

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 7 日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

横浜市立学校教職員互助会会員となることのできる者の範囲に、高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び特別支援学校に勤務する実習助手を加えるため、横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則（平成29年9月
横浜市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

会員となることのできる者の範囲は、横浜市一般職職員の給与
に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）の適用を受ける
職員のうち、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校
及び特別支援学校で勤務する職員（技能職員及び高等学校の事
務職員を除く。）とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正内容

(1)会員の範囲の変更について

横浜市立高等学校の教諭等及び特別支援学校の実習助手（以下、「高等学校等教職員」という。）について、横浜市立学校教職員互助会（以下、「互助会」という。）に加入できるものとします。

(2)理由

横浜市立学校教職員が加入する福利厚生団体については、小学校・中学校・特別支援学校（実習助手を除く。）の教諭等は「互助会」、高等学校等教職員は「職員厚生会」というように、同じ教職員でありながら、校種により異なる状況があります。

今回、市立学校の教職員が統一した福利厚生制度となるように、高等学校等教職員の福利厚生加入団体を「職員厚生会」から「教職員互助会」へ移行することとし、これに合わせて、高等学校等教職員が互助会に加入できるように規則改正を行います。

【参考】改正等の概要

○会員の範囲について

（改正前）

小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

[正規・再任用・臨時の任用職員・育児休業代替職員]

校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務職員、学校栄養職員

（改正後）

全校種 [正規・再任用・臨時の任用職員・育児休業代替職員]

横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）の適用を受けた職員のうち、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校で勤務する職員（技能職員及び高等学校の事務職員を除く。）

<対象外>

○全校種共通

・技能職員 　・会計年度任用職員

○高等学校

・事務職員

2 施行年月日

令和8年4月1日

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則（平成29年9月教育委員会規則第15号）新旧対照表

現行	改正案
(会員の範囲) 第2条 会員となることのできる者の範囲は、市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務職員及び学校栄養職員とする。ただし、常勤の職員に限る。	(会員の範囲) 第2条 会員となることのできる者の範囲は、 <u>横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)</u> の適用を受ける職員のうち、 <u>横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校で勤務する職員（技能職員及び高等学校の事務職員を除く。）</u> とする。
(第2項及び第3項 省略)	(第2項及び第3項 省略)